

答 申

1 審議会の結論

福岡県知事（以下「実施機関」という。）が、平成26年6月6日26福労働第245号で行った個人情報部分開示決定（以下「本件決定」という。）は、妥当である。

2 異議申立てに係る対象個人情報の開示決定状況

異議申立てに係る対象個人情報（以下「本件個人情報」という。）は、実施機関が、異議申立人と特定の事業所（以下「本件事業所」という。）との間に生じた労働関係に関する紛争について、異議申立人から労働相談を受け、その後あっせんを行う過程で作成した労働相談簿等に記載された異議申立人の個人情報である。

実施機関は、本件個人情報のうち、本件事業所の担当者及び関係機関に関する情報並びに実施機関の評価・判断及び対応方針等の情報については、福岡県個人情報保護条例（平成16年福岡県条例第57号。以下「条例」という。）第14条第1項第4号（行政運営情報）に該当するとして不開示とし、その余の部分は開示している。

3 異議申立ての趣旨及び経過

(1) 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、実施機関が行った本件決定の取消しを求めるというものである。

(2) 異議申立ての経過

ア 異議申立人は、平成26年5月26日付けで、実施機関に対し、条例第13条第1項の規定に基づき、本件個人情報の開示請求を行った。

イ 実施機関は、平成26年6月6日付けで、本件決定を行い、その旨を異議申立人に通知した。

ウ 異議申立人は、平成26年6月12日付けで、本件決定を不服として、実施機関に対し、異議申立てを行った。

4 異議申立人の主張要旨

異議申立書及び口頭意見陳述における異議申立人の主張を要約すると、次のとおりである。

(1) 異議申立人本人に本件事業所があっせんに拒否した理由を開示できない理由が見当たらない。

(2) あっせん申立てがあったときは、まず、本件事業所に対し、あっせんの申請があつ

た事実と制度の説明のみを行うはずだが、異議申立人に断りもなく「折衝・交渉」を行っているとは推察され、あっせんが行われることなく打切りに至った責任を隠していると考えられる。

- (3) 開示された文書を見ると、対あっせん申請者対応記録として揚げ足を取っている点や、異議申立人と言い合いになっている点から、本件事業所にも同様の対応を行っているとは推察される。
- (4) あっせん打切りとなった後、飯塚簡易裁判所に調停を申し立てたところ、本件事業所と調停が成立したが、6か月以上を要したため、時間が無駄になったし、異議申立人としては妥協して調停案に合意したものである。非開示とされた情報が開示されていれば、もう少し異議申立人の主張を当該裁判所に伝えることができたはずである。
- (5) 個人情報開示請求は、救済法の一つと聞いており、トラブルが起こって困っている状態なので、開示請求したものである。

5 実施機関の説明要旨

実施機関が本件決定を行った理由を要約すると、次のとおりである。

- (1) 不開示情報を開示すると、相談者、本件事業所等関係者との信頼関係が著しく損なわれる等中立性、公平性が要求される労働相談・あっせん事務の性質上、今後の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、条例第14条第1項第4号に該当することから、不開示とした。
- (2) 本件事業所と協議した内容のうち、本件事業所が異議申立人に伝えることに同意したもの及び実施機関が異議申立人に伝えることが解決につながると判断したものについては、既に異議申立人に伝えていることから、その際に作成した労働相談簿については開示した。

6 審議会の判断

(1) 本件個人情報の性格及び内容について

ア 労働者支援事務所における労働相談及びあっせんについて

福岡県労働者支援事務所（以下「労働者支援事務所」という。）は、福岡県労働者支援事務所設置条例（昭和31年福岡県条例第39号）に基づき県内4箇所に設置され、個々の労働者と事業主との間の紛争（以下「個別労使紛争」という。）の自主的な解決を促すため、労働者、求職者又は事業主からの労働相談に応じている。

また、労働相談で解決できない個別労使紛争については、「福岡県個別労使紛争早期解決援助制度に関する要綱」（平成14年3月20日13労福第404号労働政策課長通知）に基づき、当事者からのあっせん申立てを受け、労働者支援事務所

の職員（以下「あっせん員」という。）が労働者と事業主との間に立って意見の調整を図るあっせんを行っている。

あっせんを開始した場合、あっせん員は、当事者双方の了解の下に、事情聴取等の調査、論点整理等を行うこととなる。

なお、労働者支援事務所は、当事者の一方があっせんに拒否した場合など、あっせんによっては解決の見込みがないと判断される場合には、あっせんに打ち切ることができる。

イ 本件個人情報について

本件個人情報は、実施機関が、異議申立人と本件事業所との個別労使紛争（以下「本件個別労使紛争」という。）について、異議申立人から労働相談を受け、その後あっせんを行った際に、異議申立人、本件事業所及び関係機関への事情聴取等の調査を行う過程で作成した労働相談簿（No. 1765、No. 1767、No. 1768、No. 1769、No. 1777及びNo. 1783）及びその附属資料並びに異議申立人が提出した参考資料に記載された異議申立人の個人情報である。

労働相談簿には、相談日、応対者、相談者の氏名及び年齢等、本件事業所の名称及び所在地等、相談者及び実施機関の発言内容並びに実施機関の対応方針等が記載されている。

労働相談簿の附属資料には、本件事業所及び実施機関の発言内容並びに本件個別労使紛争における争点が記載されている。

異議申立人が提出した参考資料は、異議申立人が作成した「非自発的退職について」及び本件事業所宛の要求書並びに本件事業所から異議申立人宛発出された請求書等であり、本件個別労使紛争に係る経緯、和解金請求額、厚生年金保険料等請求額等が記載されている。

ウ 不開示情報について

本件個人情報のうち、実施機関が不開示とした情報（以下「本件不開示情報」という。）は、次のとおりである。

(ア) 労働相談簿No. 1768の相談者欄、相談内容欄、回答内容欄及び処理方針等欄の情報

a 相談者欄の情報

相談者欄には、本件事業所の担当者名、年齢、性別、国籍、住所、勤続年数、連絡先電話、労使・雇用形態の別及び過去における相談の有無が記載されている。

b 相談内容欄及び回答内容欄の情報

相談内容欄及び回答内容欄には、本件事業所及び実施機関の発言内容が逐語

的に記載されている。

c 処理方針等欄の情報

処理方針等欄には、本件個別労使紛争のあっせんに関する実施機関の評価・判断及び今後の対応方針が記載されている。

(イ) 労働相談簿No. 1777の附属資料のうち、「Y氏のあっせん」という標題の資料の情報

当該資料には、本件事業所及び実施機関の発言内容が逐語的に記載されている。

(ウ) 労働相談簿No. 1783の処理方針等欄の情報

処理方針等欄には、異議申立人の労働相談に関する実施機関の評価・判断並びに実施機関が行った関係機関への事実関係調査の内容、関係機関の名称及び担当者名が記載されている。

実施機関は、これらの情報について、条例第14条第1項第4号（行政運営情報）に該当するとして不開示としている。

(2) 条例第14条第1項該当性について

ア 労働相談簿の相談者欄以外の不開示情報について

(7) 第4号の趣旨

本号は、県の機関等が行う事務又は事業の適正な遂行を確保する観点から、県の機関等が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報を不開示とする要件を定めたものである。

県の機関等が行う事務又は事業は広範かつ多種多様であり、開示することにより、その公正かつ適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある情報を事項的に全て列挙することは技術的に困難であるため、各機関共通的に見られる事務又は事業に関する情報であって、開示することによりその公正かつ適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報を含むことが容易に想定されるものをイからホにおいて例示的に掲げた上で、これらのおそれ以外については、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」として包括的に規定しているものである。

(イ) 該当性の判断

a 本件不開示情報は、実施機関が本件個別労使紛争に係る労働相談等を行う過程で作成した文書に記載されたものであり、同号に規定する県の機関等が行う事務又は事業に関する情報であると認められる。そこで、これらの情報を開示することにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるかについて検討する。

- b 実施機関が行う労働相談は、公平かつ中立な立場で、当事者に対して適切な助言又は指導を行うものであり、また、労働相談によっても個別労使紛争が解決しない場合に当事者からの申立てを受けて実施するあっせんは、あっせん員が当事者の間に入り、当事者双方又は関係機関の協力を得ながら当該紛争の自主的解決を促すものである。そのため、実施機関は、個別労使紛争の当事者及び関係機関との信頼関係を構築しながら労働相談等事務を実施する必要がある。
- c 本件不開示情報のうち、労働相談簿No. 1768の相談内容欄及び回答内容欄並びに労働相談簿No. 1777の附属資料には、実施機関が行った本件個別労使紛争のあっせんにおける本件事業所及び実施機関の発言内容が逐語的に記載されており、また、労働相談簿No. 1768及びNo. 1783の処理方針等欄には、実施機関が行った関係機関への事実関係調査の内容、関係機関の名称及び担当者名並びに当該調査に基づく実施機関の評価・判断及び対応方針が記載されている。

これらの情報が開示されると、個別労使紛争の当事者の一方又は関係機関（以下「当事者等」という。）と実施機関との信頼関係が損なわれるとともに、今後、当事者等の協力が得られなくなったり、協力が得られたとしても当事者等が率直な発言ができなくなるなど、事実関係の把握が困難となるおそれがある。

また、実施機関の評価・判断、対応方針等は、これらの情報を開示することにより、個別の判断過程が明らかになることから、今後の労働相談等事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

- d したがって、これらの情報を開示することにより、実施機関が行う労働相談等事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、これらの情報は、条例第14条第1項第4号に該当する。

以上のことから、これらの情報について、実施機関が同号に該当するとして不開示とした決定は、妥当である。

イ 労働相談簿の相談者欄の不開示情報について

本件不開示情報のうち、労働相談簿No. 1768の相談者欄には、本件事業所の担当者名、年齢、性別、勤続年数等が記載されている。

これらの情報は、いずれも異議申立人以外の個人の情報であって、開示することにより、本件事業所の担当者のプライバシーその他の利益を害するおそれがあるなど、当該個人の正当な利益を害するおそれがあると認められる。また、これらの情報は、異議申立人が知っている立場にあることが明らかである情報であるとはいえず、何人でも知り得る情報であるともいえないことから、同項第1号（開示請求者

以外の個人に関する情報)に該当する。

以上のことから、実施機関がこれらの情報について不開示とした決定は、結論において妥当である。

(3) 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、その他種々主張しているが、当該主張は、実施機関が行った個人情報不開示決定等の妥当性を判断する機関である当審議会の判断を左右するものではない。

以上の理由により、「1 審議会の結論」のとおり判断する。